

討 議 資 料

1. 国内外でのリテール分野を中心としたイノベーションの進展

(1) ITを活用した新しい決済サービスの登場

- ITの発展等を背景に、リテール決済分野で、革新的なサービスが相次いで登場している。例えば、
 - ドングルを用いたクレジットカード決済サービス
 - IT企業による新たな決済サービス(モバイルウォレット等)
 - 携帯電話番号・SNSアカウントを用いた送金サービス 等
- こうした新しい決済サービスの提供は、IT の発展を活用し、国際展開も視野に入れて進行しており、グローバルなレベルでの競争が進みつつある。

- 我が国においても、サービスの革新を加速しなければ、利便性向上に遅れ、世界的な決済イノベーションの競争からも取り残されるおそれがあるとの指摘について、どう考えるか。

(2) 決済を起点とした金融ビジネスの拡大

- 決済を起点に、ノンバンク・プレーヤーが銀行業務の一部を代理するようなビジネスや、より総合的な金融サービスを展開しつつある。例えば、
 - 銀行と提携し、手数料無料でATM出入金・ネット振込等を顧客に提供するサービス(SIMPLE社の例等)
 - Eコマース市場運営業者が、決済情報を活用し、グループ内の関連企業・銀行を通じて、Eコマース市場参加者に融資を行うサービス
 - 決済を軸としつつ、融資のみならず、預金受入れに相当するような業務を展開しているケース(中国のアリペイの例等) 等

- 決済を中心に銀行業務の「アンバンドリング化」とも言うべき構造変化が進行しているとの指摘について、どう考えるか。

(3) プレーヤー間の連携・協働による決済サービスの発展

- 銀行間又は銀行とノンバンク・プレーヤーとの連携・協働など、プレーヤー間の連携・協働を通じて利便性の向上を図る取り組みが進んでいる。例えば、

- 米銀大手の協働による携帯電話番号を用いた送金サービス
 - エコマース市場運営業者が、決済情報を活用し、グループ内の関連企業・銀行を通じて、エコマース市場参加者に融資を行うサービス(再掲)
 - 決済業者とATMベンダーが連携したATMによる個人間送金サービス 等
- 我が国でも、流通関連企業などノンバンク・プレーヤーの側から、金融機関の買収や提携等を通じて、金融ビジネスを非金融ビジネスと連携して展開する動きが見られる。

- 他方、我が国の伝統的な銀行において、多様なプレーヤーとの連携・協働を通じた新しい決済サービスの提供等の展開は、まだ目立ったものとなっていないとの指摘について、どう考えるか。

(4) 決済を軸とした銀行業務のイノベーション

- 欧米の銀行では、Google・Facebook等のIT関連企業が今後の銀行の競合先として挙げられるなど、最近の環境変化が危機感を持って捉えられ、「維持のためのIT投資」よりも「変化のためのIT投資」が重視される動きがある。
- 欧米銀行における決済を軸としたイノベーションとして、例えば、
- ITの取り込みを目的に、ベンチャー企業の連携・買収を進める動き
 - オムニチャネル化(多様な経路での顧客との接触を一体的に管理し、顧客のニーズに応じた最適なサービスを提供)、ビッグデータの活用、モバイルペイメントサービス(携帯番号等を用いた送金等)への注力 等

- 邦銀は決済関連業務に有益なベンチャー等を取り込めず、イノベーションの加速化に取り残される可能性があるとの指摘について、どう考えるか。

2. 企業の成長を支えるキャッシュマネジメント・決済サービス

(1) キャッシュマネジメントサービス(CMS)

○ 企業活動がグローバル化する中、CMSの優劣が企業の国際競争力に大きく影響する可能性がある。欧米主要行は、CMSの提供を経営戦略の柱の一つとして位置付け、顧客ニーズを踏まえつつ、高度化を進めている。

○ 邦銀のCMSは、人的サポートは充実しているが、システムを含めたサービス水準は外銀に比べて遅れているとの指摘について、どう考えるか。

○ システムの完成度、プーリング、CMSに付随したファイナンス、また、自国も海外もワンプラットフォームでシステム・サービスを提供する等の点で、邦銀のCMSが外銀に見劣りしているとの指摘について、どう考えるか。

(2) 電子記録債権制度

○ 電子記録債権制度については、普及が不十分であり、電子記録債権制度の普及に向け、取り組みが必要との指摘について、どう考えるか。

<その他、第8回前半でご議論>

3. 決済インフラの改革と国際標準との調和等

(1) 国際的な動向

○ 欧米や主要新興国では、決済インフラの高度化を通じて国・地域の競争力強化を図る等の観点から、戦略的な取組みが強化されている。例えば、

(SEPA・IPFA等)

- ACHのフォーマット・方式を共通化しつつ相互に接続

(APN)

- ASEAN中心に、クロスボーダーでATMネットワーク等を接続するイニシアティブ

- 各国間のネットワークの中心に「ハブ」を構築することに合意

(ACHの機能強化)

- ACHを「銀行の付加価値網(バリューチェーン)の基盤」として位置付け

(各銀行の決済システムの高度化)

- 旧電文の「エンド・デイト」を設定し、XML電文に全面的に移行
- 金融EDIを構築し、商流情報と決済情報を連携

(決済フォーマットの国際標準化)

- ACH及び個別銀行における国際標準(SWIFT)フォーマットの全面的採用

(その他)

- 株式会社が決済システムの運営・意思決定を主導
- 英国等は、複数のACHを選択的に活用する体制を構築 等

(2)我が国の状況

○ これに対して、我が国の状況については、例えば、以下の指摘があることについて、どう考えるか。

- 全銀ネットは、安定性の面で世界有数の水準にあるが、XML電文対応(互換システムのみ)が進んでいない
- XML電文を活用している銀行は未だ存在しない
- EDIは、対応未了(実証実験を実施)
- 約40年前に規定された全銀フォーマットと国際標準である SWIFT フォーマットが異なる、SWIFTとの連携がないことなど、グローバルなキャッシュマネジメントの観点から支障となっている
- 国際連携については、①ACH相互接続については、日本が未参加のまま欧米や主要新興国が続々と相互接続を進めている状況、②APNについては、議論が進行する中で、戦略的な対応が必要と思われる状況

○ 消費者・事業者のニーズを踏まえた改革の広がりやスピード感が不足している面がある、グローバルな標準化・共通化から取り残されるおそれがあるとの指摘について、どう考えるか。

4. 決済システムの安定性確保・情報セキュリティ

(1) 決済システム全体の安定性の確保等

- 決済システムは、経済活動全体から見て重要なインフラ的な機能を果たしており、その安定性の確保は重要な課題となる。
- 個別銀行の決済業務と銀行間ネットワークにより構成されている決済システムは、様々な決済サービスを提供する事業者の立場から見ても、他の事業者との間での最終的な決済手段となるものであり、その安定性の確保は、特に重要な課題となる。
- ノンバンク・プレーヤーの担う決済業務の範囲が拡大する場合、当該プレーヤーの破綻やシステムダウン等に伴い、決済システムの安定性に連鎖的な影響が生じるリスクも増大する可能性があり、「決済システム全体の安全性の確保」の観点も踏まえた検討が必要となるとの指摘について、どう考えるか。

(2) 決済の進化に対応した情報セキュリティ

- 情報セキュリティ対策については、金融機関等にとっての共通の拠り所として、FISCにおいて安全対策基準等の整備やサイバー攻撃対応に関する有識者による検討などの取り組みが行われている。
- サイバー攻撃等はますます高度化・巧妙化しており、十分な対応策が講じられていく必要がある。多くの銀行がICカードや生体認証を導入し、ATMの改造も進めたが、その普及は一部にとどまり、いまだに、磁気ストライプカードと4桁暗証番号が広く利用されている。
- 我が国の銀行のセキュリティの基本的な構造は、外部接続先を(主として)金融業界内に限定することにより、セキュリティ侵害のリスクを低下させ、問題発生の場合の責任分担を明確にしてきたが、決済をめぐる今後の状況等にかんがみると、ネットワークのオープン化等に、より対応した情報セキュリティが求められているとの指摘について、どう考えるか。

5. イノベーションの促進と利用者保護の確保

- インターネットを利用した取引をはじめ様々な局面で、ITの進展等を活用して、消費者・加盟店双方の利便性を高める様々な新しいサービスが展開されている。
- 他方、利用者とのトラブルに関して、例えば、国民生活センターに対して、様々

な決済手段に関する相談が寄せられている。

- 規制の強化等は、利用者保護に繋がる面もあるものの、過剰な規制は新しいサービスの登場・発展を阻害する面もある。

- 決済高度化に関し、①ITの発展等を取り込みつつ「イノベーションの促進」と「利用者の利便性の向上」を図るという要請と、②ITを活用した不正行為やITの脆弱性等に由来する事故からの「利用者保護」という要請の適正なバランスを保つ必要があるとの指摘について、どう考えるか。

(利用者保護に向けた取り組みに関しては、次回以降の会合でご議論)

6. 国・地域全体の戦略的な対応

- 米国・EUにおいては、決済高度化等を、国・地域の競争力強化を図る上で重要な要素であるとの認識の下、戦略的かつ包括的に取り組みを強化。
- また、例えば英国では、中長期的な視点に立ちながら、スピード感を持ってイノベーションを促進するため、銀行・企業・当局等が参加し、継続的に改革を検討・フォローする常設の場(「ペイメントカウンシル」)を設置し、改革を加速。

- 決済を巡る近年のグローバルな動向等を踏まえれば、決済高度化に向け、我が国全体としての戦略的な対応を特定し、実行していく必要があるとの指摘について、どう考えるか。

＜アジアを中心としたグローバル戦略については、第8回前半でご議論＞

7. 法制面についての指摘(次回以降の会合でご議論)

(注)これまでの会合においては、EU決済サービス指令(決済サービス業者や決済システムの運営者、付随的な短期資金供与者を対象に自己資本規制や利用者資金の保護等の規制を横断的に整備)等の紹介があった他、例えば、以下の問題提起があった。

- 銀行法(業務範囲規制、資金決済法との関係)
- 資金決済法(各種サービスに対する適用関係、資金移動業の送金限度額、プリカ発行業の事業譲渡手続、供託負担等)
- その他(CMSに関連した法制面の適用関係等)